

令和7年第4回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和7年11月21日(金)

1 提出議案件数

専決関係	1件	
予算関係	6件	
条例関係	4件	
事件関係	8件	合計19件

2 個別議案の概要

専決関係

■第87号議案 専決処分の承認を求めることについて

○令和7年度加須市一般会計補正予算(第4号)(令和7年10月20日専決処分)

予算額 1,139,140 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
1	個人版ふるさと納税促進事業	ふるさと納税の増加に伴う経費の増額	385,140		13
	水と緑と文化のまちづくり基金事業	ふるさと納税による寄附金増額分を基金に積立	740,930		13
	地域福祉基金積立事業	ふるさと納税による寄附金増額分を基金に積立	13,070		13

予算関係(R7補正予算)

■第88号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算(第5号)

予算額 1,920,907 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
	職員人件費 人事管理事業	人事異動等による調整	▲ 25,123		37他
2	人事管理事業	子ども・子育て支援金制度施行に伴う人事給与システムの改修	1,320		37
3	庁舎維持管理事業	公用車のカーナビに係る未払分のNHK放送受信料の支払い	1,380		39
	車両管理事業	公用車のカーナビ付属のテレビチューナー撤去	198		39
	定額減税調整給付事業	実績に基づく過年度国庫補助金の返還金	4,808		39
4	戸籍住民基本台帳事業	特定在留カード等に居住地情報等を記録するための情報機器の整備	1,141		41
5	市長選挙執行事業	加須市長選挙執行に向けた準備	17,263		41
	低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付事業	実績に基づく過年度国庫補助金の返還金	752		45
	自立支援医療費支給事業	実績に基づく過年度国庫負担金等の返還金	12,337		45
	障害者自立支援事業	実績に基づく過年度国庫負担金等の返還金	14,640		45
	障がい児発達支援事業	実績に基づく過年度国庫負担金等の返還金	22,319		45
6	未熟児養育医療給付事業	未熟児養育医療の申請者の増加に伴う扶助費の増額	2,916		49
	民間放課後児童健全育成事業	実績に基づく過年度国庫補助金の返還金	8,332		49

7	生活保護事業	生活保護事業に係る医療扶助費の増額	46,860		51
	がん検診事業	実績に基づく過年度国庫補助金の返還金	1,030		51
8	会の川整備支援事業	会の川用悪水路の護岸修繕工事に係る負担金	64,220		55
9	農地利用集積推進事業	農地中間管理機構への農地貸付に対する協力金の交付	2,064		55
10	ほ場等整備推進事業	農地の区画拡大に取り組む農業者に対する支援	2,620		55
11	中学校施設整備事業	中学校体育館等への空調設備整備	1,686,553		59
12	給食センター管理運営事業	学校給食の質・量・給食費の維持	55,277		63

○繰越明許費の設定 2件

○債務負担行為の設定 146件

■第89号議案 令和7年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○債務負担行為の設定 5件

■第90号議案 令和7年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○債務負担行為の設定 3件

■第91号議案 令和7年度加須市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○債務負担行為の設定 4件

■第92号議案 令和7年度加須市水道事業会計補正予算(第1号)

○債務負担行為の設定 6件

■第93号議案 令和7年度加須市下水道事業会計補正予算(第1号)

予算額

168 千円

資料 ページ	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
3	公共下水道一般管理事業	公用車のカーナビに係る未払分のNHK放送受信料の支払い等	168		104

○債務負担行為の設定 5件

条例関係

■第94号議案～第97号議案

資料 ページ	議案 番号	条例名	主な内容	施行 期日	議案書 ページ											
13	94	加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	①母子保健法に基づく乳幼児の健康診査(1歳6箇月児健診、3歳児健診等)の内容が家庭的保育事業所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。 ②児童福祉法の項ずれに伴う規定の整備をする。	公布の日	1											
	95	加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法の項ずれ等に伴う規定の整備をする。	公布の日	3											
14	96	加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	「児童福祉法」の一部改正により、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設され、令和8年4月1日から本格実施されることに伴い、こども誰でも通園制度の事業を実施しようとする事業者が市の認可を受けるために必要な設備や運営に関する基準を定める。 <table><tr><th colspan="3">主な基準(例示)</th></tr><tr><td rowspan="2">設置する設備</td><td>満2歳未満</td><td>・乳児室(1.65㎡/人) ・ほふく室(3.3㎡/人)</td></tr><tr><td>満2歳以上</td><td>・保育室 又は 遊戯室(1.98㎡/人)</td></tr><tr><td>配置する職員</td><td colspan="2">・乳児おおむね3人に対し1人以上 ・1～3歳未満時おおむね6人に対し1人以上 ・半数以上は保育士であること。 ・専従職員を2人以上配置すること。</td></tr></table>	主な基準(例示)			設置する設備	満2歳未満	・乳児室(1.65㎡/人) ・ほふく室(3.3㎡/人)	満2歳以上	・保育室 又は 遊戯室(1.98㎡/人)	配置する職員	・乳児おおむね3人に対し1人以上 ・1～3歳未満時おおむね6人に対し1人以上 ・半数以上は保育士であること。 ・専従職員を2人以上配置すること。		公布の日	4
	主な基準(例示)															
設置する設備	満2歳未満	・乳児室(1.65㎡/人) ・ほふく室(3.3㎡/人)														
	満2歳以上	・保育室 又は 遊戯室(1.98㎡/人)														
配置する職員	・乳児おおむね3人に対し1人以上 ・1～3歳未満時おおむね6人に対し1人以上 ・半数以上は保育士であること。 ・専従職員を2人以上配置すること。															
	97	加須市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	こども誰でも通園制度の事業を実施する事業者が当該制度を利用することも及びその保護者に対しサービスを提供するために遵守すべき基準を定める。 <table><tr><th colspan="2">主な基準(例示)</th></tr><tr><td colspan="2">・事業者は、利用申込み後、保護者との面談をすること。 ・実費に要する費用の支払を受ける際は、あらかじめ保護者の同意を得ること。 ・運営に関する重要事項を記載した運営規程を定めること。 ・こどもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</td></tr></table>	主な基準(例示)		・事業者は、利用申込み後、保護者との面談をすること。 ・実費に要する費用の支払を受ける際は、あらかじめ保護者の同意を得ること。 ・運営に関する重要事項を記載した運営規程を定めること。 ・こどもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。		R8.4.1	16							
主な基準(例示)																
・事業者は、利用申込み後、保護者との面談をすること。 ・実費に要する費用の支払を受ける際は、あらかじめ保護者の同意を得ること。 ・運営に関する重要事項を記載した運営規程を定めること。 ・こどもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。																

事件関係

■第98号議案～第105号議案

資料 ページ	議案 番号	事件名	主な内容	備考	議案書 ページ
	98	公の施設の指定管理者の指定について	加須市騎西放課後児童健全育成室の指定管理者として、騎西風の子学童クラブ保護者を指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		31
	99	公の施設の指定管理者の指定について	加須市田ヶ谷放課後児童健全育成室の指定管理者として、田ヶ谷くすの木学童クラブを指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		32
	100	公の施設の指定管理者の指定について	加須市種足放課後児童健全育成室の指定管理者として、種足つばさ学童クラブ父母会を指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		33
	101	公の施設の指定管理者の指定について	加須市鴻基放課後児童健全育成室の指定管理者として、鴻基おおぞら学童クラブを指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		34
	102	公の施設の指定管理者の指定について	加須市高柳放課後児童健全育成室の指定管理者として、高柳けやき学童クラブを指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		35
	103	公の施設の指定管理者の指定について	加須市北川辺西放課後児童健全育成室の指定管理者として、一般社団法人加須市学童クラブの会を指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		36
	104	公の施設の指定管理者の指定について	加須市北川辺東放課後児童健全育成室(さらさら第1)の指定管理者として、一般社団法人加須市学童クラブの会を指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		37
	105	公の施設の指定管理者の指定について	加須市北川辺東放課後児童健全育成室(さらさら第2)の指定管理者として、一般社団法人加須市学童クラブの会を指定すること。(R8.4.1～R13.3.31)		38